

その他の食料品製造業における混合機、粉碎機を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	14~15	2階粉ミキシング室にて餃子の生地を攪拌機にて製造中、生地の状態を確認する為に機械の蓋を開ける。通常では蓋を開けるとリミットスイッチが機能し機械は停止する構造であったが、粉等によりリミットスイッチが固定してしまい、停止する事なく稼働を続けてしまった。本来であれば直ぐに機械を止め、機械の不具合を直さなければならないところ、稼働した状態のまま機械の中へ手を入れてしまい、その際に攪拌棒に右手が挟まれ被災する。	20	300 ~ 499
4	18~19	工場内でそばを製造するミキサーを清掃中、左腕をミキサー内に入れたまま、寸動スイッチを押してしまった。その結果、左腕をミキサー内の羽根に巻き込まれ、左手の薬指を骨折し、左腕の肘付近を挫傷した。	58	30 ~ 49
5	14~15	出向した被災者は、当該飼・肥料製造工場内で、飼・肥料の製造作業中、各スーパー店舗から納入された食品廃材（原料）と米ぬかを自動攪拌機に投入し、混合させていたところ機械内の攪拌回転軸2本のうち1本が停止した為、軸と付属している攪拌羽（長さ20cm×幅10cm、鉄製）を右手で押した際に突然回転軸が作動し、攪拌羽と機械内側壁の間に右手中指と環指を挟んだ。（ゴム手袋着用）	67	1~ 9
9	13~14	事業所工場内のミソ充填室において、ミソをすりつぶす作業のため、ミソ漉機（全味号）を使用していたところ、ミソがスクリューにうまく巻き込まれず、上部に浮いた状態になっていたため、直接手で（ゴム手袋装着）上から押し込もうとした際、誤って右手中指がスクリューに巻き込まれ負傷したものである。	39	10 ~ 29
11	15~16	事業所内の作業場において中型鋳物に注湯作業中、補助員として鋳型そばにいたところ、取鍋からこぼれた溶湯（溶けた鉄）がズボンに飛び両足の膝下を負傷したも	25	30 ~

		のである。		49
12	6~7	事業所内作業場にて、攪拌機の清掃作業中、蓋を開けて中を清掃しようとした際、誤って蓋が倒れ、機械の攪拌棒が動き、左腕をもっていかれ、左前腕を負傷した。攪拌機は、蓋を開けると安全装置が働くもので、清掃の際は必ず電源を切って作業することになっているが、被災者は電源を切ったものと勘違いした。	23	30 ~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html